

【特定生産緑地と生産緑地の比較】

	特定生産緑地に「指定する」 【特定生産緑地】	特定生産緑地に「指定しない」 【生産緑地】
固定資産税 都市計画税	農地評価・農地課税 (現状の税負担と同じ)	宅地並み評価・宅地並み課税 (5年間の激変緩和措置あり ※1)
相続税の納税猶予	可	不可 ※2
買取申出の理由 (解除)	主たる農業従事者の死亡・故障 申出基準日から10年経過	指定から30年経過 (いつでも可能)
義務・制限	農地としての管理義務・建築等の行為制限	

※1 特定生産緑地に指定しなかった生産緑地については農地課税から、宅地並み課税となります。ただし、急激な税負担を防ぐ観点から、激変緩和措置（課税標準額に初年度：0.2、2年目：0.4、3年目：0.6、4年目：0.8の軽減率を乗じる措置）が適用されます。

※2 現世代の納税猶予のみ適用されます。次の相続以降は納税猶予を適用できません。